

京都府地球温暖化対策条例（仮称）案の骨子

1 条例制定の背景と目的

- ・地球温暖化の防止は、人類共通の緊急の課題であり、今を生きる私たちの使命です。私たちは、たゆまぬ努力と叡智を結集し、気候変動に関する国際連合枠組条約の究極目的である気候の安定化に向けて、温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、持続可能な脱温暖化社会を実現していかなければなりません。
- ・京都議定書が発効した今、私たち京都府民は、脱温暖化社会への第一歩として、2010（平成22）年度（京都議定書の第一約束期間の中間年度）を目標年度とする地球温暖化対策に全力を挙げて取り組むことにより、京都議定書誕生の地にふさわしい先導的な役割を果たしていくことを決意しました。
- ・このような認識の下に、府域の特性を踏まえた地球温暖化対策の基本となる事項を定めるとともに、各主体の責務と役割を明らかにし、府民の参加と協働による取組を一層促進していくことにより、府域の持続的な発展を実現し、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献していくため、この条例を制定するものです。

2 条例の目標と達成手段等

<趣 旨>

- ・地球温暖化の防止は、社会を構成するすべての主体が、自らの問題として認識し、共通の目標の下で、それぞれの立場に応じた責任と役割を果たしていくことが求められています。このため、条例において、府内における温室効果ガス削減の数値目標を定めるとともに、地球温暖化の防止に向けた各主体の責務と役割を明らかにすることにより、相互に連携・協働した取組を一層促進します。

(1) 温室効果ガス削減の数値目標を定めます。

— <削減数値目標：Δ10%> —

府内における温室効果ガスの排出総量について、2010（平成22）年度において1990（平成2）年度に比べて10%削減をめざす。

(2) 目標達成の手段を明らかにします。

府は、府民等あらゆる主体の参加と協働の下で、地球温暖化対策を推進することにより、温室効果ガス削減の数値目標の達成をめざす。

(3) 府、事業者、府民、観光旅行者等の滞在者及び環境保全活動団体の責務と役割を明らかにします。

— <府の責務> —

府は、市町村、事業者、府民、環境保全活動団体等との連携により、地球温暖化の防止に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、協働して取り組むこと。

— <事業者、府民、観光旅行者等の滞在者の責務> —

地球温暖化の防止に関する理解を深めるとともに、地球温暖化の防止に自主的かつ積極的に努めること。

— <環境保全活動団体の役割> —

地球温暖化の防止を図るための取組を行うとともに、府民等の地球温暖化の防止に関する理解を深め、参加と協働による取組を促進する役割を担うこと。

3 地球温暖化対策推進計画の策定等

(1) 地球温暖化対策推進計画を策定します。

府は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する基本方針等を定めた地球温暖化対策推進計画を策定

(2) 温室効果ガスの削減計画等を作成するための指針を策定します。

府は、事業者等が温室効果ガスの削減計画等を作成するための指針（ガイドライン）を策定

(3) 地球温暖化防止に関する施策の実施状況等を毎年度公表します。

府は、地球温暖化の防止のために講じた施策の実施状況やその評価について、毎年度、報告書を作成し、公表

4 府による地球温暖化対策

(1) 府のすべての政策等を地球温暖化を防止する観点から推進します。

府は、すべての政策、施策、事務・事業について、PDCAサイクルの全過程において、地球温暖化を防止する観点からの取組を推進

(2) 地球温暖化対策を総合的・計画的に推進します。

府は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、これに必要な財政上の措置を実施

(3) 率先して地球温暖化対策に取り組みます。

府は、その事務・事業において率先して地球温暖化対策を実施

5 地球温暖化対策（分野別）

(1) 事業活動に係る地球温暖化対策

<趣 旨>

- ・環境経営の基礎となる環境マネジメントシステムの導入や環境報告書の作成等の取組を促進するとともに、特に、温室効果ガスの排出量が多い一定規模以上の事業者や電気事業者に対しては、温室効果ガスの排出状況の報告や削減計画等の作成、提出を求め、府が、当該計画の内容や達成状況等を公表することにより、社会や市場での評価を通じて、事業者の自主的・計画的な取組を促進します。
- ・環境経営の取組を促進します。

事業者に対する温室効果ガス排出量の把握や排出の抑制等地球温暖化対策の推進 <努力義務>

事業者に対する環境マネジメントシステム（ISO14001、KES等）の導入 <努力義務>

事業者に対する環境報告書の作成、公表等（事業活動に関する環境情報の提供） <努力義務>

- ・事業活動に係る温室効果ガス排出量の削減の仕組みづくりを進めます。

一定規模以上の事業者に対する事業所ごとの温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書、実績報告書の作成、提出、公表 <義務化>

※「一定規模以上の事業者」は、府内の事業所における原油換算のエネルギー使用量の合算が1,500kl/年以上（燃料+電気）の事業者を想定

府は、事業者が削減計画書に記載した温室効果ガスの排出量の削減に関する自主的な数値目標を達成するための補完的な手段として、自然エネルギーの利用や森林の保全・整備などの事業者の取組による温室効果ガスの削減効果を評価する制度を新設

電気事業者に対する発電に伴う温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書、実績報告書の作成、提出、公表 <義務化>

(2) 建築物に係る地球温暖化対策

<趣 旨>

- ・建築物の新增改築時等において、環境性能の向上や緑化を促進するとともに、特に、環境への負荷が大きい一定規模以上の建築物に対しては、温室効果ガス排出量の削減計画等の作成、提出や、地球温暖化防止の視点にヒートアイランド対策を組み込んだ建築物の屋上等の緑化を求め、府が、当該計画の内容等を公表することにより、社会や市場での評価を通じて、建築物の環境性能の向上を促進します。
- ・建築物の環境配慮を促進します。

建築物の新增改築時における環境性能の向上 <努力義務>

建築物の緑化の推進 <努力義務>

・ 建築物の環境性能を向上させる仕組みづくりを進めます。

一定規模以上の建築物の新增改築等を行う建築主に対する温室効果ガス排出量の削減計画書、完了届出書の作成、提出、公表 <義務化>

※「一定規模以上の建築物」は、延床面積が2,000㎡以上の建築物を想定

一定規模以上の建築物の新增改築を行う建築主に対する屋上等の緑化（又は自然エネルギーの利用）計画書、完了届出書の作成、提出、公表<義務化>

※「一定規模以上の建築物」は、市街化区域における建築面積又は敷地面積が一定規模以上の建築物を想定。

※「屋上」は、建築物の屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分を想定。

住宅メーカー等に対する環境性能の高い建築物の開発、提供 <努力義務>

(3) 自動車交通に係る地球温暖化対策

<趣 旨>

- ・ 公共交通機関への利用転換やエコドライブの推進、アイドリング・ストップの徹底を図るとともに、特に、温室効果ガスの排出量が多い一定規模以上の事業者に対しては、温室効果ガスの排出状況の報告や削減計画等の作成、提出を求め、府が、当該計画の内容や達成状況等を公表することにより、社会や市場での評価を通じて、事業者の自主的・計画的な取組を促進します。また、自動車に関する適切な環境情報の提供を求めるなど、低公害車の一層の普及を促進します。

・ 自動車の適切な使用等による温室効果ガス排出量の削減を図ります。

自動車の使用抑制や公共交通機関への利用転換等 <努力義務>

エコドライブの推進（適切な使用、整備、運転等）<努力義務>

アイドリング・ストップの徹底 <義務化>
※運転者（府民、観光旅行者等）に対する遵守

アイドリング・ストップの遵守指導 <義務化>
※事業者に対する従業員への遵守指導

アイドリング・ストップの周知徹底 <義務化>
※一定台数以上の駐車場設置者等に対する駐車場利用者への周知徹底

・ 事業活動に係る温室効果ガス排出量の削減の仕組みづくりを進めます。

一定規模以上の事業者に対する事業所ごとの温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書、実績報告書の作成、提出、公表 <義務化>

※「一定規模以上の事業者」は、府内で一定台数以上の自動車を使用（所有）する事業者を想定

一定規模以上の事業者に対するエコドライブ推進員の設置、届出 <義務化>

事業者に対する配送の共同化等物流の効率化の推進 <努力義務>

・ 温室効果ガスの排出の少ない低公害車の普及を促進します。

温室効果ガスの排出の少ない低公害車の購入や使用の促進 <努力義務>

・ 自動車（低公害車）の環境情報の提供の仕組みづくりを進めます。

自動車販売事業者に対する店頭における購入者への自動車（新車）に関する環境情報の提供、説明 <義務化>

一定規模以上の自動車販売事業者に対する店頭において購入者に自動車（新車）に関する環境情報を適切に説明することができる者（エコカーマイスター）の設置、届出 <義務化>

※「一定規模以上の自動車販売事業者」は、店頭で展示する又は年間に販売する自動車（新車）の台数等を基準に検討

(4) 電気機器等に係る地球温暖化対策

<趣 旨>

・ 家庭やオフィス等における電気機器等の適切な使用や省エネルギー性能の高い電気機器等の普及など、省エネルギーの取組を促進します。特に、エアコンや冷蔵庫など、エネルギー消費量の多い電気機器等については、家電販売事業者等に対し、店頭における省エネ性能の表示や購入者への説明を求めるなど、省エネルギー型電気機器等の選択を誘導する適切な情報提供の仕組みづくりを促進します。

・ 省エネルギー型のライフスタイルへの転換を促進します。

家庭における温室効果ガスの排出量（電気やガス等のエネルギーの使用量）の把握や排出の抑制等地球温暖化対策の推進 <努力義務>

電気機器やガス機器等の適切な使用による省エネルギーの推進 <努力義務>

省エネルギー型電気機器等の優先的な使用（購入）の推進 <努力義務>

・ 省エネルギー型の製品やサービスの普及を促進します。

事業者に対する省エネルギー型の製品やサービスの開発、提供 <努力義務>

・ 省エネ型製品等の選択を誘導する適切な情報提供の仕組みづくりを進めます。

家電販売事業者等に対する店頭におけるエアコンや冷蔵庫など、エネルギー消費量の多い電気機器等への省エネ性能の表示や購入者への説明 <義務化>

一定規模以上の家電販売事業者等に対する店頭において省エネ性能を適切に説明することができる者（省エネマイスター）の設置、届出 <義務化>

※「一定規模以上の家電販売事業者等」は、店頭で展示する又は年間に販売するエアコンや冷蔵庫等の特定の電気機器等の台数等を基準に検討

電気、ガス会社等に対する消費者への省エネルギー情報の提供 <努力義務>

(5) 自然エネルギーの利用促進による地球温暖化対策

<趣 旨>

- ・府域の資源や特性を活かした自然エネルギーの導入普及を一層促進するとともに、特に、自らの発電や買取を通じて自然エネルギーの導入普及のけん引役となる電気事業者に対して、自然エネルギーの一層の利用を求めます。

※「自然エネルギー」は、太陽光、太陽熱、風力、バイオマス等を利用するエネルギー

・自然エネルギーの利用を促進します。

事業活動や日常生活における自然エネルギーの優先的な利用 <努力義務>

電気事業者に対する自然エネルギー導入計画書、実績報告書の作成、提出、公表（自然エネルギーによる発電や自然エネルギーによる電力の買取等の推進）<義務化>

(6) 廃棄物の発生抑制等の促進による地球温暖化対策

<趣 旨>

- ・大量生産、大量消費、大量廃棄型社会から脱却し、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の向上による資源の有効利用等や、グリーン購入の促進など、循環型社会の形成に向けた取組を促進します。

・廃棄物の発生抑制等を促進します。

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の向上による資源の有効利用の促進
廃棄物の適切な処理による温室効果ガスの排出抑制 <努力義務>

・グリーン購入を促進します。

グリーン購入（環境物品等の購入）の促進 <努力義務>

※「グリーン購入」は、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

(7) 環境教育・環境学習の推進

<趣 旨>

- ・地球温暖化の防止に関する理解と関心を深め、具体的な行動を促していくため、幼児から高齢者まで幅広い世代を対象に、学校や職場、地域、家庭など、あらゆる機会を通じて、多様な主体の参加と協働による環境教育・環境学習を推進します。

・環境教育・環境学習を推進します。

府等は、地球温暖化の防止に関する理解と関心を深め、行動を促していくため、幼児から高齢者まで幅広い世代を対象に、学校や職場、地域、家庭など、あらゆる機会を通じて、多様な主体の参加と協働による環境教育・環境学習を推進 <努力義務>

事業者に対する従業員への環境教育の推進 <努力義務>

大学や短期大学、専修学校に対する学生への環境に配慮した生活を啓発する機会の提供 <努力義務>

・「京都地球環境の日」を制定し、地球温暖化防止への理解や行動を促進します。

京都議定書が発効した2月16日を「京都地球環境の日」として制定し、府民等に対する地球温暖化の防止についての関心や理解、行動を促進

(8) 森林の保全・整備

<趣 旨>

- ・二酸化炭素の吸収源として地球温暖化対策の推進に寄与するとともに、子どもたちの豊かな未来を育む世代を越えた社会基盤である豊かな森林環境を府民ぐるみで守り育てる取組を推進します。
- ・府民ぐるみで森林環境の適切な保全・整備を図ります。

府は、府民等と連携・協働し、森林の適切な保全や整備の推進による温室効果ガスの吸収を図るための施策を実施

(9) 環境産業の育成

<趣 旨>

- ・府内の大学や産業界等における地球温暖化防止等に関する世界水準の知見や高度な環境関連技術の集積を活かし、産学公連携の一層の促進による環境技術の開発や環境産業の育成を支援します。
- ・環境技術の開発や環境産業の育成を支援します。

府は、府民等と連携・協働し、地球温暖化防止に貢献する環境技術の開発や環境産業の育成を支援するための施策を実施

(10) 国際環境協力の推進

<趣 旨>

- ・府内の大学や産業界、行政等における地球温暖化防止をはじめとする経験やノウハウ、技術等を活かし、京都議定書誕生の地にふさわしい国際環境協力を推進します。
- ・府民ぐるみで国際環境協力を推進します。

府は、府民等と連携・協働し、地球温暖化防止に関する技術の移転、研修の実施、情報の提供等国際協力を推進するための施策を実施

6 条例の推進方策

(1) 地球温暖化対策を総合的・計画的に推進するための体制を整備します。

府は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内に地球温暖化対策推進本部を設置

(2) 京都府地球温暖化防止活動推進センター等の役割を定め、参加と協働による取組を推進します。

京都府地球温暖化防止活動推進センターは、府域における地球温暖化防止活動の中核的支援組織として積極的な取組を推進する役割を担うこと。

京都府地球温暖化防止活動推進員は、地域における地球温暖化防止活動の指導的な役割を担うこと。

地球温暖化対策地域協議会は、地域における地球温暖化防止活動を担う実践組織として積極的な取組を推進する役割を担うこと。

京都府地球温暖化防止活動推進センター、京都府地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会、環境保全活動団体は、市町村や府との連携と協働による地球温暖化防止活動を積極的に推進すること。

(3) 条例の実施状況について、評価と見直しを行います。

府は、条例の実施状況について定期的に評価・見直しを行うとともに、評価・見直しを行う体制を整備

(4) 条例の実施状況等を踏まえ、条例の見直しを行います。

府は、条例の施行状況や地球温暖化防止に係る技術水準の向上、社会経済情勢の変化等を踏まえた条例の見直しを実施

※「条例の見直し」は、目標年度である2010年度に向けて適時に行うとともに、その後においても継続的に実施します。

(5) 条例の実効性を確保します。

府は、条例に基づく地球温暖化対策に積極的に取り組む者が、社会や市場で適切に評価されるよう顕彰制度等を設置

府は、条例に基づく計画の提出等を行わなかった者に対する勧告や、正当な理由がなく勧告に従わなかった者の氏名等を公表

地球温暖化対策（分野別）一覧

分野	主 な 内 容	対象者			備 考
		事業 者	府 民	観 光 客	
事業	温室効果ガス排出量の把握や排出の抑制等の推進	○			
	環境マネジメントシステムの導入	○			
	環境報告書の作成、公表等	○			
	温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書、実績報告書の作成、提出、公表	◎			一定規模以上の事業者（原油換算のエネルギー使用量（燃料＋電気）の合算が1,500kl/年以上）
建築物	発電に伴う温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書、実績報告書の作成、提出、公表	◎			電気事業者
	新增改築時における環境性能の向上	○	○		新增築・改築主
	建築物の緑化の推進	○	○		
	温室効果ガス排出量の削減計画書、完了届出書の作成、提出、公表	◎			一定規模以上の建築物（延床面積2,000㎡以上の新增改築等）
	建築物の屋上等の緑化（又は自然エネルギーの利用）計画書、完了届出書の作成、提出、公表	◎	◎		一定規模以上の建築物（市街化区域における建築面積又は敷地面積が一定規模以上の建築物の新增改築）
自動車	環境性能の高い建築物の開発・提供	○			住宅メーカー等
	自動車の使用抑制や公共交通機関への利用転換等	○	○	○	自動車使用者
	エコドライブの推進（適切な使用、整備、運転等）	○	○	○	自動車使用者
	アイドリング・ストップの徹底	◎	◎	◎	運転者
	従業員へのアイドリング・ストップの遵守指導	◎			
	駐車場でのアイドリング・ストップの周知徹底	◎	◎		一定規模以上の駐車場設置者等（台数を基準に検討）
	温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書、実績報告書の作成、提出、公表	◎			一定規模以上の事業者（府内で一定台数以上の自動車を使用（所有）する事業者を想定）
	エコドライブ推進員の設置、届出	◎			一定規模以上の事業者（同上）
	配送の共同化等物流の効率化の推進	○			
	温室効果ガスの排出の少ない低公害車の購入や使用の促進	○	○		自動車使用者
	自動車（新車）に関する環境情報の提供、説明	◎			自動車販売事業者
電気機器・家庭	自動車（新車）に関する環境情報の説明員（エコカーマイスター）の設置、届出	◎			一定規模以上の自動車販売事業者（展示又は年間に販売する新車の台数を基準に検討）
	温室効果ガスの排出量の把握、排出の抑制等の推進		○		インターネット環境家計簿の活用等
	電気機器等の適切な使用による省エネルギーの推進	○	○		
	省エネルギー型電気機器等の優先的な使用（購入）の推進	○	○		
	省エネルギー型の製品やサービスの開発、提供	○			
	省エネ性能の表示、エネルギー消費効率の説明	◎			家電販売事業者等
	省エネ性能の説明員（省エネマイスター）の設置、届出	◎			一定規模以上の家電販売事業者等（展示又は年間に販売する特定の電気機器等の台数を基準に検討）
自然エネ	消費者への省エネルギー情報の提供	○			エネルギー供給事業者（電力、ガス会社等）
	事業活動や日常生活における自然エネルギーの優先的利用	○	○		
廃棄物	自然エネルギー導入計画書、実績報告書の作成、提出、公表	◎			電気事業者
	廃棄物の発生抑制等による資源の有効利用の促進	○	○	○	
	廃棄物の適切な処理による温室効果ガスの排出抑制	○			
教育	グリーン購入の促進	○	○	○	
	環境教育・環境学習の推進	○	○		
	従業員への環境教育の推進	○			
	学生への環境に配慮した生活を啓発する機会の提供	○			大学、短期大学、専修学校
その他	京都地球環境の日の制定による取組の促進	○	○	○	
	森林の保全・整備・活用等				
	環境技術の開発や環境産業の育成を支援				
	国際環境協力の推進				
	センター、推進員、環境団体等の役割・相互連携				

※ ◎義務、○努力義務

京都府地球温暖化対策条例（仮称）案の骨子のポイント

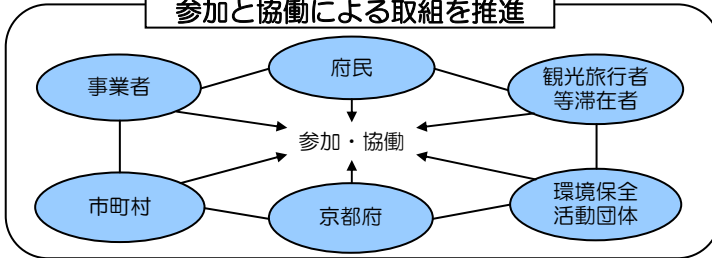
条例制定の背景と目的

- 地球温暖化の防止は、人類共通の緊急の課題であり、今を生きる私たちの使命。
- 私たち府民は、気候変動に関する国際連合枠組条約の究極目的である気候の安定化に向けて、温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、持続可能な脱温暖化社会を実現する第一歩として、2010年度（京都議定書の第一約束期間の中間年度）を目標年度とする地球温暖化対策に全力を挙げて取り組み、京都議定書誕生の地にふさわしい先導的な役割を果たしていくことを決意。
- 府域の特性を踏まえた地球温暖化対策の基本となる事項を定めるとともに、各主体の責務と役割を明らかにし、参加と協働による取組を一層促進するため、条例を制定。

温室効果ガス削減目標

- 府内における温室効果ガスの排出総量について、2010（平成22）年度において、1990（平成2）年度に比べて10%削減を目指す。

各主体の責務と役割の明確化 参加と協働による取組を推進



地球温暖化対策推進計画の策定 京都府の率先実行

- 総合的・計画的な地球温暖化対策の推進
- 府の全ての政策等について、PDCAサイクルの全過程において地球温暖化を防止する観点からの取組を推進
- 府の事務・事業における地球温暖化対策の率先実行

地球温暖化対策（分野別）

事業活動に係る地球温暖化対策

- 大規模事業者、電気事業者 ⇒ 温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書、実績報告書の作成、提出＜義務化＞
- 事業者 ⇒ 環境マネジメントシステムの導入、環境報告書等の作成＜努力義務＞ 他

建築物に係る地球温暖化対策

- 大規模建築物 ⇒ 温室効果ガス排出量の削減計画書等の作成、提出＜義務化＞
- 大規模建築物 ⇒ 屋上等の緑化又は自然エネルギーの利用＜義務化＞
- 住宅メーカー等 ⇒ 環境性能の高い建築物の開発、提供＜努力義務＞ 他

電気機器等に係る地球温暖化対策

- 家電販売事業者等 ⇒ 省エネラベルの表示・説明、説明員（省エネマイスター）の設置＜義務化＞
- 府民、事業者 ⇒ 省エネルギー型電気機器等の優先使用（購入）＜努力義務＞ 他

自動車交通に係る地球温暖化対策

- アイドリングストップ＜義務化＞
- 大規模事業者 ⇒ 温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書、実績報告書の作成・提出、エコドライブ推進員の設置＜義務化＞
- 自動車販売事業者 ⇒ 自動車の環境情報の提供・説明、説明員（エコカーマイスター）の設置＜義務化＞
- 公共交通機関への利用転換、エコドライブの推進＜努力義務＞
- 府民、事業者 ⇒ 低公害車の購入、使用＜努力義務＞ 他

自然エネルギーの利用促進による地球温暖化対策

- 電気事業者 ⇒ 自然エネルギーの導入計画書、実績報告書の作成、提出＜義務化＞
- 府民、事業者 ⇒ 自然エネルギーの優先利用＜努力義務＞

- 廃棄物の発生抑制等
- 環境教育・環境学習の推進
- 京都地球環境の日（2/16）の制定
- 森林の保全・整備
- 環境産業の育成
- 国際環境協力の推進

推進体制の整備

- 京都府地球温暖化防止活動推進センター、京都府地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会の役割の明確化、参加・協働による地域の取組を推進

条例の実効性確保

- 地球温暖化対策の積極的な取組に対する顕彰
- 違反者に対する勧告や氏名の公表

● 条例の見直し

目標年次である2010年度に向けて適時に見直し。それ以後も、継続的に実施。